

# 瀬戸内海国立公園(六甲地域) 管 理 計 画 書

平成 6 年 3 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

## まえがき

瀬戸内海国立公園（六甲地域）の公園計画の再点検に際し、各管理計画毎の

地区の実状に則した適正な保護と利用の一層の推進を図るため、管理計画の改訂をおこなった。

## 目 次

### 卷 首 文 章

第1. 管理計画作成方針	1 ページ
(1)瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
(2)六甲地域管理計画作成方針	2
*瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯	3
*瀬戸内海国立公園六甲地域指定及び計画の経緯	5
第2. 六甲地域の概要及び管理の基本方針	6
1. 六甲地域の利用と保全の歴史	6
2. 瀬戸内海国立公園六甲地域の特色	7
3. 瀬戸内海国立公園六甲地域管理上の課題	10
4. 瀬戸内海国立公園六甲地域管理基本方針	12
第3. 風致・景観の管理に関する事項	13
(1)許可、届出等取扱方針	13
*地区案内図等標準仕様	22
*六甲地域における「特定地域における特定行為の認定」	25
(2)保全対象と取扱方針	28
*瀬戸内海国立公園六甲地域保全対象地図	31
*瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物	32
(3)公園事業取扱方針	36
第4. 地域の開発、整備に関する事項	52
(1)各地区の利用形態及び整備方針	52
(2)一般公共事業との調整	53
(3)砂防、治山工事等における留意事項	54
*瀬戸内海国立公園六甲地区内砂防、治山、防災工事等 における留意事項	55
第5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	59
(1)国有財産の管理	59

(2) その他の土地または事業施設の管理	5 9
(3) 公園事業等公共施設の管理	5 9
第6. 利用者の指導に関する事項	6 0
(1) 自然解説に関する事項	6 0
(2) 利用者の誘導、規制	6 0
第7. 地域の美化・修景に関する事項	6 2
(1) 美化清掃	6 2
(2) 修景緑化指針	6 2
*瀬戸内海国立公園六甲地域修景緑化指針	6 3
*瀬戸内海国立公園六甲地域の自然植生	6 4
第8. 各種団体の指導、育成に関する事項	6 6
*瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領	6 9
第9. その他	7 0
許認可申請書進達ルート	7 0



## 第1. 管理計画作成方針

着効を立てる過渡の基準では、は西日本が東京甲子園をも同様内に確立する方針の主な内容は、全国的興味のある対象の管理区域の選定や監督・実施・予防教育の実現度の監視と検証で構成されるが、本稿では、備讃瀬戸地域の開拓者・漁港・沿岸の農地等の整備の（1）瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次に亘る追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のほぼ全域がその区域となった。その陸域面積は、62,765ha（平成5年3月31日現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散見する漁港、段畠など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて指定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴、舟遊、展望等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢者化といった経済、社会環境の変化など自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。一方近年は、不況続きで瀬戸内海沿岸各地に過疎と疲弊を招いてきた造船、金属といった重工業に回復の兆しがうかがわれる。更に近年、地域活性化の切札として、巨大な渡海橋の建設や全国的にブームとなったリゾート開発が、瀬戸内海国立公園にも押し寄せてきている。したがって、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に順次管理計画を作成することとする。

## (2) 六甲地域管理計画作成方針

以上の方針の下、瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画は、この地域の特色、国立公園管理の実態及び課題を踏まえ、風致・景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化・清掃、行政間の円滑な調整等についての現地管理の指針として作成することとする。

なお、同地域は一団地として地理的にまとまっているとともに、その自然条件、利用条件も概ね一団地と見なせる状況にあるので、一つの管理計画区として取り扱うこととする。

瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯（主要な区域指定、変更）第8回半

重要地點周辺区域変更案への対応として公園計画再検討会の結果取扱い

第14～8号告示書付属資料（日付未定）第8回半

\*昭和 9年 3月16日 内務省告示第135号 第1次指定

岡山県牛窓・香川県小豆島から広島県鞆の浦・香川県三崎までの備讃瀬戸周辺

（陸域・海域）の指定

\*昭和25年 5月18日 厚生省告示第145号 第2次指定

淡路島周辺から周防灘・姫島に至る陸域主要部の追加指定

\*昭和31年 5月 1日 厚生省告示第104号 第3次指定

六甲山、国東半島等の陸域及び紀淡海峡、関門海峡等の海域の追加指定

\*昭和31年 5月 1日 厚生省告示第105号

高崎山の阿蘇国立公園からの編入

\*昭和32年 2月18日 厚生省告示第341～344号 第3次指定までの公園

区域全体にわたる公園計画の決定（特別地域の指定、特別保護地区の指定（生島、宮島）、利用計画の決定）

\*昭和46年 4月12日 厚生省告示第 97号

六甲地域の一部解除 2, 811. 7ha

\*昭和57年 2月17日 環境庁告示第 13号

六甲、王子ヶ岳、渋川地域の区域削除 167ha

\*昭和59年 6月15日 環境庁告示第 36号

六甲地域の公園計画再検討による公園計画変更

\*昭和59年 9月20日 環境庁告示第 42号

大分県地域の公園計画再検討による公園計画変更

\*昭和61年 9月11日 環境庁告示第 31号

淡路地域の公園計画再検討による公園計画変更

\*昭和62年11月24日 環境庁告示第68～71号

広島県地域の公園計画再検討による区域の一部変更及び公園計画変更

\*平成 元年 7月12日 環境庁告示第34～37号

岡山県地域の公園計画再検討による区域の一部変更及び公園計画変更

\*平成 3年 2月27日 環境庁告示第7~9号  
徳島県地域の公園計画再検討による区域の一部変更及び公園計画変更

\*平成 3年 7月26日 環境庁告示第38~41号

和歌山県地域、山口県地域及び福岡県地域の公園計画再検討による区域の一部  
変更及び公園計画変更

\*平成 5年 7月19日 環境庁告示第57~60号

六甲地域及び淡路地域公園計画点検による区域の一部変更及び公園計画変更

宝積原野の賀茂主御殿の御庭園・鷺越根や木振根高瀬

張根木の原 1丁目 1番地者吉重 開 1月1日 1月1日 1月1日

宝積原野の賀茂の若狭門関の御庭園がながれの原中東園の山伊人

1丁目 1番地者吉重 開 1月1日 1月1日 1月1日

人間のや木園などの御庭園の山伊人

開の山伊人 1丁目 1番地者吉重 開 1月1日 1月1日 1月1日

（以上）宝積の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園

1丁目 1番地者吉重 開 1月1日 1月1日 1月1日

（以上）宝積の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園

（以上）宝積の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園

（以上）宝積の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園

（以上）宝積の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園の御庭園

## 瀬戸内海国立公園六甲地域指定及び計画の経緯

1. 公園区域  
昭和 31 年 5 月 1 日 区域指定 厚生省告示第 104 号  
昭和 46 年 4 月 12 日 区域変更（縮小） 厚生省告示第 97 号  
昭和 57 年 2 月 17 日 区域変更（縮小） 厚生省告示第 13 号  
平成 5 年 7 月 19 日 区域変更（縮小） 環境庁告示第 57 号
2. 保護計画  
昭和 32 年 10 月 23 日 特別地域指定、地種区分決定 厚生省告示第 341, 343 号  
昭和 46 年 4 月 12 日 特別保護地区指定 厚生省告示第 98 号  
昭和 57 年 2 月 17 日 特別地域区域変更 環境庁告示第 15 号  
昭和 59 年 6 月 15 日 計画再検討による地種区分変更 環境庁告示第 36 号  
平成 5 年 7 月 19 日 計画点検による区域変更 環境庁告示第 59 号
3. 利用計画  
昭和 32 年 10 月 23 日 下り山登るの規制 厚生省告示第 341 号  
(以後逐次追加)  
昭和 59 年 6 月 15 日 計画再検討による変更 環境庁告示第 36 号  
平成 5 年 7 月 19 日 計画点検による変更 環境庁告示第 158 号

## 第2. 六甲地域の概要及び管理の基本方針

### 1. 六甲地域の利用と保全の歴史

六甲山は、古くから、修驗道等、民間信仰の靈場として人々に利用されていたが、その土地・自然資源の現在のような利用の直接の契機は、明治時代、神戸に定着した外国人貿易商により避暑を中心とする別荘等として利用され始めたことにある。

かかる別荘地利用の拡大につれ、明治36年には六甲ゴルフ場が開設され、また、登山道も徐々に整備され始めた。続いて、大正時代にはいり、摩耶ケーブルのような、レクリエーション利用を助ける交通施設が建設されるようになった。

昭和にはいると、レクリエーション施設開発が本格的になり、昭和18年までには、六甲山高山植物園、カンツリーハウス、中央森林公園、裏六甲、表六甲、再度、奥摩耶、西六甲の各ドライブウェイ（但し、後2者は、昭和18年、軍用道路として建設された。）、六甲ロープウェイ、六甲山ホテル、六甲オリエンタルホテル、凌雲荘等、現在ある施設の多くが次々と建設された。また、今日のような大衆的利用とはならなかったものの、日本人も、六甲登山に親しむようになった。

戦後、施設の新設は、芦屋カンツリーゴルフ場、摩耶ロープウェー、六甲有馬ロープウェー、六甲山牧場等に留まったが、市民の生活等の変化により京阪神大都市圏等からのレクリエーション需要が著しく高まり、六甲の利用者数が急速に増加するとともに、一部の別荘の保養所化、一部施設での収容力の大きい都市的施設への改変が行われた。また、私鉄の利用者増加策ともあいまって、市民による登山・ハイキングも盛んになった。しかし、その一方では、分譲地開発及び別荘の住宅化により、六甲山内の常住人口が増大した。なお、この間、昭和31年、六甲山系の主要部が瀬戸内海国立公園に指定された。

以上のような著しい都市的利用の増加が目立った六甲地域も、オイル・ショック等による社会の変化に呼応して、近年は、市民による登山・ハイキングの日常化、一部施設での自然解説施設づくり等、自然公園にふさわしい利用の拡大が見られる。

なお、六甲山系の多くの地域は、過去、山火事、過度の伐採等により植生が荒廃していた時代もあったが、砂防植栽等の努力が続けられ、現在では、自然植生に近い外観を呈する地域が多くなった。

## 2.瀬戸内海国立公園六甲地域の特色

森林・池義和・窓(やま)

瀬戸内海国立公園六甲地域は、阪神地域の大都市圏に近接しているために、以下の通り、その土地・自然資源の利用形態に大きな特色があり、また、その地形及び植生にも特色がある。国立公園管理上の課題は、これらの特色と密接に関連している。

### (1)大都市との近接

瀬戸内海国立公園六甲地域は、阪神地域の大都市圏に近接しているため、以下の通り、その利用の数、密度及び質に大きな特色があり、また、特異な役割を担っている。

#### ア. 大きな利用者数

六甲地域は、阪神地域の大都市圏に近接しているため、年間1,000万人強の人々が訪れている。そのため、休日には、山上地区を中心に施設の混雑、交通渋滞等が生じている。また、このような利用者数が非常に多いことは、六甲地域の利用の質に大きな影響を与えており、人工的施設が整備されていることが利用者数に影響を与えており、ある。

イ. 特異な利用の質

六甲地域の自然資源の利用の質には利用者数以上に大きな特徴が次の通りである。

#### (ア)日常的登山、散策

六甲地域には、毎日登山を始めとして、毎朝或いは毎週等、日常的に登山・ハイキングを楽しむ人々が非常に多い。これに伴って、トエンティ・クロス、シェール道、徳川道、桜谷道、天狗道、学校林道、摩耶道、シェーライン・ロード、アイス・ロード、寒天山道、石切道、住吉道（魚屋道）、水平道等の愛称を持つ道を始め、非常に多くの道が楽しめ、また、維持されてきた。

#### (イ)公園利用施設

山上地区を始めとし、六甲山には、古くから多数のレクリエーション施設が作られ、多数の行楽客を引きつけてきた。また、これらとも関連して、車道、ロープウェー及びケーブルカーも、一部はこの地域を横断する形で、整備された。

これらの施設の多くは、自然公園法に基づき、国立公園事業として執行されている。

また、再度公園、中央森林公園等は、都市公園として整備されている。

なお、公園車道については、適正利用の観点から既に十分な密度が確保されているところであるが、中には、建設時代が古いこと也有り、曲線半径または幅員の小さいものもある。

#### (ウ) 寮・保養所・別荘

山上地区は、古くから別荘地として開発された歴史を持つ関係から、400近くの公共団体及び民間の寮・保養所及び別荘が集中し、その施設の多くが建替の時期に来ている。また、この種の施設は、国立公園指定の頃から分譲地として開発された奥池地区にも集中している。

#### (エ) 居住

上記(ウ)の事情と関連して、六甲山上には約1,000人、奥池地区には約1,200人の常住人口がある。

#### (オ) 通過交通路

さて、六甲地域の車道は、六甲山への到達、六甲山内の移動またはドライブを目的とするものであったが、土木技術の発展と著しい需要の高まりにより、昭和40年代以降、六甲山の南側の大都市圏と北側の都市域または中国自動車道等とを結ぶことを目的とした、トンネルを主体にした通過交通路が建設されるようになった。このような通過交通路として、六甲山トンネル（昭和42年開通）、新神戸トンネル（昭和51年開通）、第2新神戸トンネル（昭和63年開通）及び播磨トンネル（平成3年開通）等のトンネルの他、北神急行電鉄（昭和63年開通）が建設されている。

#### (ウ) 日常生活に関わる環境としての役割

その南麓が著しく市街化しているため、六甲山はこれらの都市の住民の身近な自然として極めて重要になっており、その自然の保全と自然に親しむ場としての役割に対する期待はますます高まっている、また、山麓の住民の安全のため、砂防、治山工事も要請されている。

#### (2) 急峻な地形

六甲山は、傾動地塊として形成された歴史とも関連して、隆起準平原の地形を留めている山上地区の一部を除き、一般に急傾斜地となっている。そのため、土木工事には制約がある。

### (3) 植生等

六甲山は、海岸部から1,000メートル近い山塊がそびえているため、温暖帯の照葉樹林に加え、瀬戸内海地方では貴重な温帶のブナ林及び冷温帶もモミ、ツガが散生する。しかし、原植生がそのまま保存されている場所はほとんど無く、山火事、伐採等により植生の破壊された土地に砂防植栽等を行い、次第に植生が回復されてきた歴史を持つ場所も多い。そのため、自然林に近い状態になっていても、なおカエデ類、アジサイ等、人工的要素を持つ林も多い。

### (4) 土地所有

六甲地域には国有地は極めて少なく、約1%を占めるに過ぎない。これに対し、公有地及び私有地は、それぞれ43%、56%と大部分を占め、瀬戸内海国立公園の他地域及び他の国立公園と比べ、公有地及び私有地、特に公有地の割合の高いのが特徴である。(下表参照。)

表 六甲地域の土地所有(平成6年3月31日現在)

所有者	六 甲 地 域		参考：他地域等の割合(%)	
	面積(ha)	割合(%)	瀬戸内海国立公園平均	全国立公園平均
国有地	70	1.0	14.7	61.6
公有地	2,936	43.3	27.7	13.8
私有地	3,782	55.7	57.6	24.0
不明	0	0.0	0.0	0.6
合計	6,788	100.0	100.0	100.0

### 3.瀬戸内海国立公園六甲地域管理上の課題

参考資料6

上記2の特色とも関連して、六甲地域には、その自然資源の収容力と国立公園にふさわしい利用の質の確保との関係を中心に、以下のような管理上の課題がある。

(1) 混雑の緩和  
レクリエーション施設や道路が場所及び時間によっては非常に混雑または渋滞し、利用の快適性を損なっている状況の改善について、自然の保全と利用の質の観点から見た、施設のこれ以上の整備の適否、公共交通機関への利用者の誘導の可能性等を含め、検討する必要がある。

(2) 自然に親しむレクリエーションの促進  
六甲地域のレクリエーションを国立公園によりふさわしいものとするため、従来の自然に親しむタイプのレクリエーションの位置付け、都市公園との調整、既設のレクリエーション施設の内容の改善等の他、自然に親しむための滞在型施設の推進の方策について検討する必要がある。

#### (3) 道路改良への対応

交通の完全及び円滑な移動の確保、車窓または路傍からの風景鑑賞等のための車道の幅員または曲線半径の改良につき、急傾斜地での風致の維持との関係で取扱いを明確にしておく必要がある。

#### (4) 六甲山上の寮・保養所・別荘の改築・建替への対応

六甲山上の寮・保養所・別荘は、古くから建築されたものであるため、現在、建替または改築が必要になったものが増えている。その場合、規模が大きくなるのが普通であるため、十分配慮が為されなければ、山麓や展望地から見た場合に目立つようになりがちである。そこで、この地域でのこれらの施設の改築・建替に際し、樹木の保存・移植、デザイン、色彩、規模等につきいかに配慮すべきか、方針を明確にしておく必要がある。

#### (5) 奥池分譲地内の建築物のデザイン

六甲地域で分譲が続いている唯一の分譲地である奥池分譲地には未建築の区画も多いので、国立公園にふさわしい風致・景観の維持のため、その建築物の規模、デザイン、色彩等につき、いかにすべきか、方針を明確にしておく必要がある。

#### (6) 通過交通路の整備への対応

当面必要な通過交通路の整備はひとまず終了しようとしていると考えられるが、なお一、

二の整備が検討されており、また、既設交通路の改良も考えられる。それで、地上通過の可否、地下水保全等を含め、通過交通路の新設及び改良にいかに対処するか、方針を明確にしておく必要がある。

#### （7）阪神地域の大都市圏の住民の身近な自然としての役割への対応

国立公園管理における自治体の役割の位置付けを含め、国立公園が住民の身近な自然としての役割を最大限に果たすための方策が明らかにされることが望ましい。

#### （8）砂防・治山工事への対応

六甲地域の砂防・治山工事の件数は非常に多いので、その位置、工法等に十分な配慮が為されない場合及び作業場等の跡地の整理が適切に行われない場合、風致・景観に及ぼす影響が大きくなるおそれがある。従って、砂防・治山工事に際しての位置、工法、跡地整理等に関する調整の方法の確立が重要になっている。

#### （9）植生の保全

必ずしも多くの原植生をいかに残し、長年の植栽努力により回復しつつある植生をいかに守り育てていったらよいかにつき、方針を明らかにしておくことが望ましい。

#### （10）行政機関の円滑な調整

我が国の国立公園は地域制をとっており、また、特にこの地域は公有地及び私有地が多いので、国立公園の保護とその利用を適正に推進するため、公有地の利用方法を含め、環境庁（国立公園管理事務所、国立公園管理官）、県及び市の間の意志疎通及び円滑な調整が重要になっている。また、国立公園管理以外の各種行政との円滑な調整も重要になっている。従って、このような行政間の調整を円滑に進めるための方策を講じる必要がある。

#### 4.瀬戸内海国立公園六甲地域管理基本方針

瀬戸内海国立公園六甲地域の特色及び管理上の課題を踏まえ、以下をこの地域の管理の基本方針とする。

- (1) 自然の保護を基本とし、利用施設の整備及び各種開発は、六甲山の自然の保護との調和を前提として実施するものとし、六甲山の自然の保護への認識の一層の高まりに応えていく。
- (2) 公園利用の質に関しては、既存の自然に親しむレクリエーションを大切にするとともに、既存のレクリエーション施設の内容も極力、自然に親しむタイプのものに改善していく。また、自然に親しむ滞在型の施設の新設についても検討を行う。
- (3) 都市公園の事業の内容についても、国立公園にふさわしい利用環境、施設・管理内容が維持されるよう、極力調整を図るものとする。
- (4) 公園車道の改良については、風致・景観に及ぼす支障が軽微である場合に限るものとする。
- (5) 面積の小さい原植生の保護と長年の努力により回復しつつある自然植生の育成・拡大に十分配慮するものとする。
- (6) 通過交通路の整備については、土工事がわずかであり、しかも貴重な植生も無い等、国立公園の保護上の影響がごくわずかである区間を除き、トンネルとする。
- (7) 砂防・治山工事に際しては、風致・景観の維持に支障の無い位置及び工法とともに、作業場等の跡地が、ごみ捨て場、違法工作物の設置等に利用されることのないよう、その整理に十分留意することとする。
- (8) 行政間の円滑な連絡・調整を図るものとする。

### 第3. 風致・景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という。）及びこれらによらないことができる特定地域における特定行為の認定（別記：P. 25）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物	
(1)建築物	<p>建築物が自然景観を損うことなく、自然にとけこみ、自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう、以下に留意する。なお、審査指針の適用の特定地域に認定されているとともに、他法令による制限、自治会と開発業者との協定等のある、奥池地区（これまでに芦有開発株式会社及び東洋不動産株式会社に対し造成が許可された分譲地）における建蔽率等については別記（P. 15）の通り。</p> <p>①高さ</p> <p>行政間の指導の整合性の維持のため、風致地区にあっては、そこで許容される範囲の高さ、即ち10m（建築基準法の算定方法による）以下となるよう指導する。但し、傾斜地においては、地上に露出する部分の建築設備を含む最高部と最低地盤との差を高さとして算定する、審査指針による許容範囲の13mを越えないよう十分に留意する。</p>

## ②外観意匠

### ア. 基本的な考え方

重厚味のある落ちついた外観意匠とする。

増築及び改築の場合にあっては、既存部分の屋根の意匠及び色彩との調和に配慮する。

### イ. 屋根の形態

特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。屋根の勾配は1/10以上を原則とするが、極端な急勾配は避けるものとする。

### ウ. 屋根の色彩

こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。

### エ. 壁面の色彩

茶系色等、自然と調和した落ちついた色調とする。

### ③樹木の保存及び修景のための植栽

別記修景緑化指針（P. 63）による。

なお、奥池分譲地、ゆずり葉台分譲地等、分譲地の場合、宅地造成の許可条件により保存緑地とされている部分があるので、かかる緑地が緑地以外の用途に販売される場合には、無用の混乱が生じるおそれがある。従って、関係機関に対し、不動産取引業者に対する指導においてかかる分譲地の許可条件に十分に留意し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に对しても正確な情報を与えるよう、注意喚起していく。

## (別記)

## 奥池地区における建蔽率、容積率、高さ、階数、壁面線後退

工区等	建蔽率	容積率	高さ	階数	壁面線後退		1区画の 敷地面積
					車道境界 から	隣地境界 から	
第1工区	20% 以下*	60% 以下*	13m 以下*	3階以上*	3m以上**	1.5m 以上**	—
東洋不動産	20% 以下	40% 以下	10m 以下	2階以下	5m以上	5m以上	1,000m <sup>2</sup> 以上
第2工区	20% 以下*	40% 以下*	10m 以下	2階以下	3m以上**	1.5m 以上**	—
第3工区	20% 以下*	40% 以下*	10m 以下	2階以下*	3m以上**	1.5m 以上**	—
	30% 以下*			1階*			
第4工区	20% 以下	40% 以下	10m 以下	2階以下	5m以上	5m以上	1,000m <sup>2</sup> 以上

- (注) 1. 工区の欄中、第1～4工区は、芦有開発株式会社が造成した分譲地の工区、「東洋不動産」は、東洋不動産株式会社が造成した分譲地。
2. 東洋不動産及び第4工区を除き、建蔽率は、建築基準法にいうもの。
3. 第3工区中、上段は2階建ての場合、下段は平屋建ての場合に適用。
4. 東洋不動産及び第4工区にかかる壁面線後退欄の数値については、建築物の水平投影外周線の後退距離。
5. \*は審査指針によらないことができる特定地域における特定行為の認定、\*\*は風致地区における制限によるもの。無印は審査指針によるもの。

行為の種類	取扱方針
(2)車道	<p>①大規模な改良等への対処</p> <p>路線の付け替えについては、風致、景観への影響が軽減される場合を除き、許可しない。</p> <p>国立公園区域外の南側と北側との連絡を主たる目的とする道路の新築については、土工事がわずかであり、しかも貴重な植生が無い等、国立公園の保護上の影響がごくわずかである場合を除き、国立公園区域内は主としてトンネルにより通過するものに限る。なお、トンネルの建設自体についても、掘削した土砂の処理及び地下水への影響を最小限とすることを前提とする。</p> <p>②法面等の処理</p> <p>法面は、下記⑤の擁壁を設置することが適当である区間を除き、永続性のある緑化工により緑化することを原則とする（法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の擁壁等を緑化工と併用することは差しつかえない。なお、別記修景緑化指針（P. 63）参照。）。</p> <p>古い法面であって、緑化及び下記⑤の擁壁設置が不可能な場合、極力、モルタル吹付けを避け、落石防止ネット（M29-505程度）により処理する。</p> <p>③交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または、表面が白色塗装のものを使用する場合、裏面をこげ茶色*（M30-255程度）に塗装する。</p> <p>④落石防止柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色*（M30-255程度）に塗装する。</p>

\* 財團法人 日本塗料工業会発行 塗料用標準見本色より

	<p>⑤擁壁</p> <p>原則として自然石を用いる。合理的理由により自然石を使用できない場合、自然石を模した仕上げとする。但し、他所から望見され難い位置のものについては、本項は適用しない。</p>
	<p>⑥残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p>
	<p>⑦跡地整理</p> <p>車道沿いの工事跡地は、違法な工作物の設置等に利用されやすいので、工事跡地の速やかな整理、修景緑化には特に留意する。（なお、別記修景緑化指針（P. 63）参照。）</p>
(3)電柱、鉄塔	<p>①設置位置</p> <p>アンテナ</p> <p>鉄塔については公園地域内を避けるものとするが、公園内に設ける場合はその必要性、位置、規模及び風致上の支障について十分検討を行う。電柱及び鉄塔を伴わないアンテナの新設については、極力主要利用地点から望見されない位置を選定するものとする。また、道路沿いに設置する線路は、主要展望方向の反対側とする。</p> <p>②電柱の色彩</p> <p>コンクリート柱についてはそのままの色またはこげ茶色、鋼管柱・鋼板柱を使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げまたはこげ茶色とする。</p> <p>③共架</p> <p>電力線と電話線が並行する場合は、共架を進める。</p> <p>④広告物</p> <p>営業広告類は掲出しないものとする。</p> <p>⑤鉄塔の色彩</p> <p>ア. 新設の場合は亜鉛メッキ仕上げまたは灰色もしくはこげ茶色とする。航空障害対策については塗色でなく、標識灯の設置による</p>

	<p>こととする。</p> <p>イ. また、航空障害対策用塗色の行われているものを含め、既設鉄塔についても、塗り替え等の機会をとらえ、改善を要請していく。</p> <p>⑥地下埋設</p> <p>主要利用地点周辺での電線の新設は可能な限り地下埋設とし、既存施設の建て替えに当たっては、地下埋設化またはルート変更を指導する。</p> <p>(4)砂防、治山</p> <p>①位置</p> <p>公園利用動線に影響を及ぼす位置への設置は極力避ける。</p> <p>②仕様</p> <p>公園利用者の目につきやすい位置のものにあっては、自然石張りまたはスクリーン堰堤、もしくは自然石を模した仕上げとする。</p> <p>③落石防止柵</p> <p>落石防止柵の色彩は、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色とする。</p> <p>④砂防、治山工事等における留意事項</p> <p>六甲地域においては、国、県及び市による砂防、治山及び防災工事が毎年多数行われている。かかる工事の実施場所は、通常、国立公園の風致、景観の維持上重要な渓谷、森林等であって、公園利用者が頻繁に通行する場所であることも多いので、風致、景観の維持及び公園利用者の安全で快適な利用の確保のため、別記「瀬戸内海国立公園六甲地区内砂防、治山、防災工事等における留意事項」(P. 55) の定着のため、事業者の会合の機会を積極的に利用すること等により、関係機関、土木業者等に対する周知に努める。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 木竹の伐採	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>なお、奥池分譲地、ゆずり葉台分譲地等、分譲地の場合、宅地造成の許可条件により保存緑地とされている部分があるので、かかる緑地の樹木が伐採されることのないよう十分留意する。また、かかる保存緑地が緑地以外の用途に販売される場合には、無用の混乱が生じるおそれがあるので、関係機関に対し、不動産取引業者に対する指導においてかかる分譲地の許可条件に十分に留意し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に対しても正確な情報を与えるよう、注意喚起していく。</p>
3. 広告物	<p>(1)野立て広告物の追放</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るために、県、市、自治会等と協力して、野立て広告物の追放の徹底をはかる。</p> <p>(2)営業表示、誘導標識等の取扱い</p> <p>ア、施設敷地内において、施設名、営業内容等を表示する幸福物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①表示面積 5 m<sup>2</sup>以内とする。</li> <li>②高さ 独立して設置する場合、5 m以下とする。</li> <li>③色彩 地は茶系色、文字は白色を基調とする。</li> <li>④照明 広告物は照明を当てる場合、点滅を伴うことのない白色系のものとする。</li> </ul>

	<p>誘導標識を除く施設案内板、地区案内板</p> <p><b>イ. 誘導標識・地区案内板</b></p> <p>①表示面積 施設への誘導標識については、案内先1件分につき 0.3m<sup>2</sup>以下、合計10m<sup>2</sup>以内、地区案内板については、 5m<sup>2</sup>以下とする。</p> <p>②高さ 5m以下とする。</p> <p>③色彩 誘導標識の地色はこげ茶色、文字は白、矢印は赤色 とする。</p> <p>④統合 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図 る。</p> <p>⑤標準仕様 地区案内図、道標及び施設への誘導標識については 別途仕様を定められている歩道等にかかるものを除き 別記仕様を標準とする。但し、設置位置の環境、表示 内容等により、適宜これを変更して差しつかえない。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

瀬戸内海国立公園六甲地域地区案内板等標準仕様

案内板・誘導標識の標準仕様

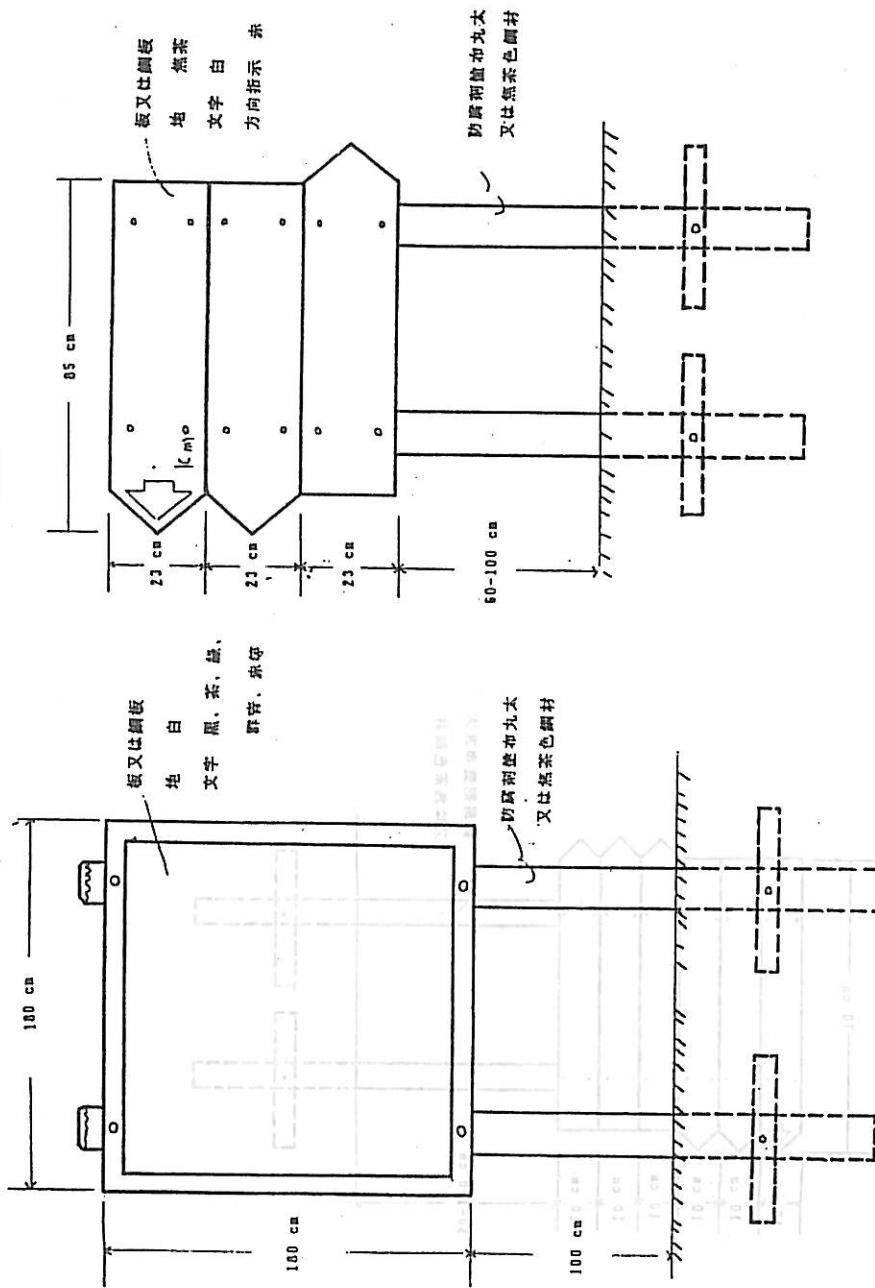
案内板・誘導標識の標準仕様

	表示板の大きさ (縦cm×横cm)	表示板下 の地上 高(cm)	色 彩		照 明	主柱の埋 め込みの 深さ(cm)	表示板 の取付 方法
			表示板	柱			
案 内 板	180×180~250	100	白、黒、 緑、赤、 焦茶、群 青等	こげ 茶色	蛍光灯 1~2 基	50~100	ボルト 留めま たは釘 留め
道 標	23×85	60~100	地：焦茶 文字：白 矢印：赤		必要に 応じ蛍 光灯1 ~2基		
保養所等 への誘導 標識	10×70						
事業所等 への誘導 標識	18×140						

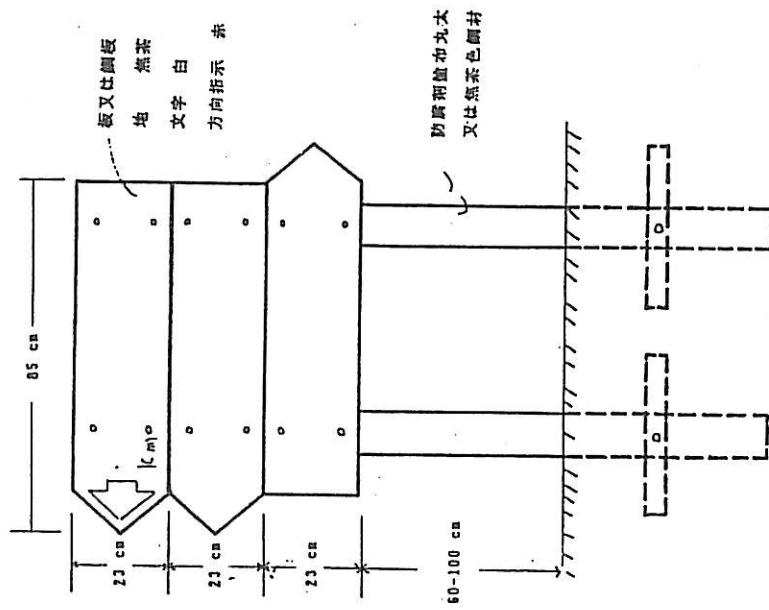
(注) 道標：歩道等に設置し、展望所等の特定の土地、バス乗り場等の公共の場所等の方  
向等を示す標識。

事業所等への誘導標識：レクリエーション施設、一般宿泊施設等、不特定多数の利  
用する施設の方向を示す標識。

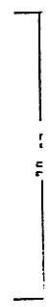
## 地区案内板



## 道標

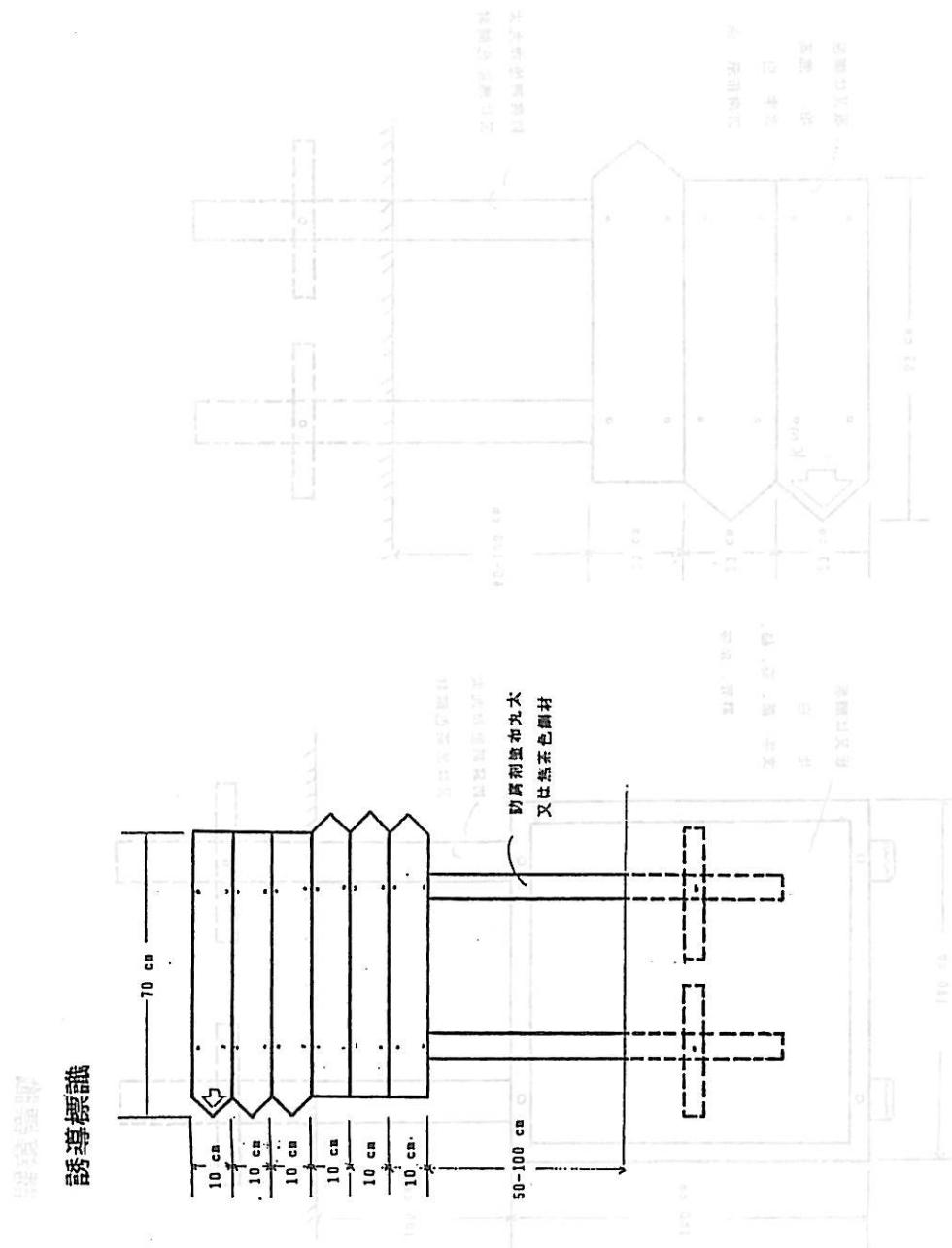


## 誘導標識



## 總圖

## 國內製圖法



## 六甲地域における「特定地域における特定行為の認定」

審査要領(1) 曰日付 1月8年手前別

（いずれも、昭和50年6月24日付け環自企第232号で認定。）

### 芦有開発株式会社による奥池分譲地

昭和37年10月27日 付け厚生省兵団第194 6号で芦有開発株式会社 に造成の許可が与えられ た分譲地内（通称：奥山 第1工区（東洋不動産株 式会社の造成にかかる分 譲地内を除く。））	(1) 高さ  第1・1・二・(4)・アに「10メートル」とあるの は「13メートル」、「2階建」とあるのは「3階建」と それぞれ読みかえる。  (2) 建築面積  第1・1・二・(4)・ウに「建築面積」とあるのは 「建築面積（建築基準法施行令第2条第2項の規定によ る。）」と読みかえる。  (3) 敷地面積500m <sup>2</sup> 未満の場合の建蔽率、容積率  第1・1・二・(5)・イ・(ア)に「10パーセン ト、20パーセント」とあるのは「20パーセント、60 パーセント」と読みかえる。  (4) 敷地面積500m <sup>2</sup> 以上、1,000m <sup>2</sup> 未満の場合の 建蔽率、容積率  第1・1・二・(5)・イ・(イ)に「15パーセン ト、30パーセント」とあるのは「20パーセント、60 パーセント」と読みかえる。  (5) 敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上の場合の容積率  第1・1・二・(5)・イ・(ウ)に「40パーセン ト」とあるのは「60パーセント」に読みかえる。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>昭和44年8月14日付 け厚生省収国第1757号で芦有開発株式会社に造成の許可が与えられた分譲地内（通称：奥山第2工区）</p>	<p>(1) 建築面積 第1・1・二・(4)・ウに「建築面積」とあるのは「建築面積（建築基準法施行令第2条第2項の規定による。）」と読みかえる。</p> <p>(2) 敷地面積500m<sup>2</sup>未満の場合の建蔽率、容積率 第1・1・二・(5)・イ・(ア)に「10パーセント、20パーセント」とあるのは「20パーセント、40パーセント」と読みかえる。</p> <p>(3) 敷地面積500m<sup>2</sup>以上、1,000m<sup>2</sup>未満の場合の建蔽率、容積率 第1・1・二・(5)・イ・(イ)に「15パーセント、30パーセント」とあるのは「20パーセント、40パーセント」と読みかえる。</p>
<p>昭和43年11月20日 付け厚生省収国第2167号で芦有開発株式会社に造成の許可が与えられた分譲地内（通称：奥山第3工区）</p>	<p>(1) 建築面積 第1・1・二・(4)・ウに「建築面積」とあるのは「建築面積（建築基準法施行令第2条第2項の規定による。）」と読みかえる。</p> <p>(2) 敷地面積500m<sup>2</sup>未満の場合の建蔽率、容積率 第1・1・二・(5)・イ・(ア)に「10パーセント、20パーセント」とあるのは「20パーセント（ただし建築物の階数（地階を除く。）が1の場合には30パーセント）、40パーセント」と読みかえる。</p> <p>(3) 敷地面積500m<sup>2</sup>以上、1,000m<sup>2</sup>未満の場合の建蔽率、容積率 第1・1・二・(5)・イ・(イ)に「15パーセント、30パーセント」とあるのは「20パーセント（ただし建築物の階数（地階を除く。）が1の場合には30パーセント）、40パーセント」と読みかえる。</p>

	<p>セント)、40パーセント」と読みかえる。</p> <p>(4) 敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上の場合の建蔽率</p> <p>第1・1・二・(5)・イ・(ウ)に「20パーセント」とあるのは「20パーセント（ただし建築物の階数（地階を除く。）が1の場合には30パーセント」と読みかえる。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（平成2年11月19日付け環自保第627号で認定。）

	<p>神戸市立自然の家（兵庫県神戸市灘区六甲山町中一里山及び摩耶山町の一部）</p> <p>(1) 第1・1・一のただし書きを「ただし、既存の建築物の改築、建替えのため若しくは災害復旧のための新築（従前の建築物の規模をこえないものに限る。）又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるもの若しくは青少年の教育を目的とした建築物の新築、改築若しくは増築にあってはこの限りでない。」と読みかえる。</p> <p>(2) 第1・5・一ただし書きを「ただし、地下に設けられるものの新築、改築若しくは増築、既存の工作物の改築、建替えのため若しくは災害復旧のための新築であって従前の工作物の規模をこえないもの又は学術研究その他公益上必要と認められるものであって当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるもの若しくは青少年の教育を目的とした工作物の新築、改築若しくは増築にあってはこの限りでない。」と読みかえる。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 保全対象と取扱方針

以下の植生及び特殊景観については、瀬戸内海周辺では貴重なものであるので、適切な保全管理が行われるよう、公園事業の執行を含め、許認可その他国立公園管理業務遂行に際しては十分留意するものとする。（保全対象地図（P. 31）参照。）

なお、自然公園法第17条第3項第8号の規定に基づき特別地域内で採取が規制されている場合は別表（P. 32）の通り（昭和56年3月23日、環境庁告示第34号）。

### ア. 六甲山のブナ林及びイヌブナ林

紅葉谷、瑞宝谷寺及び極楽渓には、ブナ林またはイヌブナ林がある。高木層にはブナ、ウラジロノキ、クマシデ、イタヤカエデ、低木層には、オオカメノキ、ウンゼンツツジ、コバノミツバツツジ、サイゴクミツバツツジ、アセビ、ベニドウダン、マンサク、クロモジ、スズタケ、林床には、イワカガミ、コカンスゲ、チゴユリ、ミヤマシキミ等が生育している。各群落は、面積が狭く、階層構造の発達も良くないが、瀬戸内海周辺では貴重な温帯自然植生である。

紅葉谷の林分は、中を登山道が通過しているので、その整備の際の施工方法及びその利用者に対する注意喚起並びに解説に特に留意する。

（保護計画：特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、利用計画：紅葉谷線道路（歩道））

### イ. 東お多福山のススキーネザサ群落

東お多福山頂上付近には、暖帶の伐採跡地群落であるススキーネザサ群落がある。代償植生であるものの、瀬戸内海周辺では貴重な植生である。

東お多福山ごろごろ岳周遊線道路（歩道）（未執行）が通過し、また、東お多福山園地計画があるので、それらの整備の際の施工方法及びその利用者に対する注意喚起並びに解説に特に留意する。

（保護計画：特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、利用計画：東お多福山園地、東お多福やまごろごろ岳周遊線道路（歩道））

## キ. 蓬萊峽等のバッドランド地形

六甲山塊を形作っている花崗岩が断層活動により破碎され、これに水の分解作用及び侵食作用が加わって、凹凸の激しい裸岩が露出している特異な地形が数箇所に見られる。その最大のものは、裏六甲、大多田川及びその支流の座頭谷に沿って続く巾数百メートルの断層破碎帯である蓬萊峡である。同様の地形は、白水峡及び神戸市東端のロックガーデンにも見られる。

(保護計画：第1種特別地域、第2種特別地域、利用計画：蓬莱峡野営場、ロックガーデン周遊線道路（歩道）)

#### ウ. 再度山大竜寺のスタジイ林

神戸市立自然公園条例 第二章 第二節 第二項

大竜寺境内林は、高さ20メートルの高木層にはスタジイ及びアカガシが優占し、低木層は、ヤブニッケイ、アオキ、ヒサカキ、アラカシ、クスノキ、カゴノキ、サカキ等、草本層は、ベニシダ、ティカカズラ等により構成されている。表六甲の、比較的市街地に近い部分に残存する貴重な照葉樹林である。

(保護計画：特別保護地区)

#### エ. 奥池付近の湿原

奥池周辺の湿地にはヌナガヤ群落が成立している。その構成種は、ヌマガヤ、ミカヅキグサ、サギスゲ、テキリスゲ、オオミズゴケ、ヒメミズゴケ等である。当該地は、六甲山系周辺では唯一のヒメミズゴケ生育地であり、また、ホシクサ、トキソウ、ミミカキグサ等、温帯の湿原植生の要素を含んでいる点も、瀬戸内海周辺では貴重である。更に、温帯から寒帯を分布域とするサギスゲについては、六甲山が分布の南限となっている。

(保護計画：第1種特別地域、第2種特別地域、利用計画：東お多福山ごろごろ岳周遊線道路（歩道）)

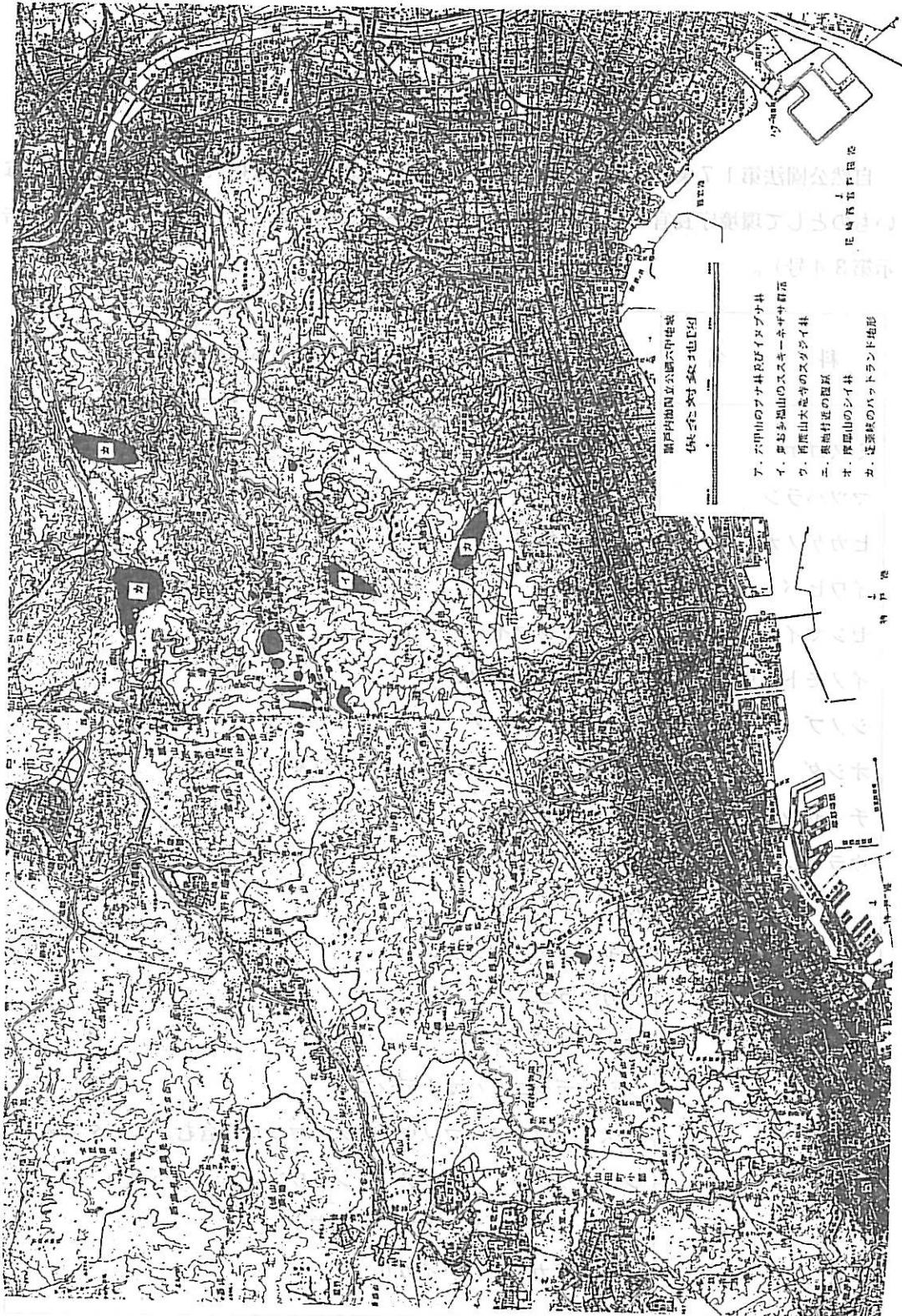
#### オ. 摩耶山のシイ林

摩耶山の中腹から上部にかけ、高さ20メートルに達する高木層にシイ及びアカガシが優占する林分がある。亞高木層にはスタジイ、アカガシ、ヤブツバキ等が、低木層にはクスノキ、アオキ、イヌガシ、ヒサカキ等、草本層には、ティカカズラ、ヤブコウジ、キツタ等が出現している。当林分は、六甲山系の残存するシイ林として貴重である。

(保護計画：第1種特別地域)

#### カ. ヒカゲツツジ

ヒカゲツツジは、自然公園法第17条第3項第8号による採取規制植物として指定され、保護対象となっているが、その花が美しいために盗掘の対象となりやすいので、巡視等に際しては、その生育する崖等に注意する。また、必要に応じ、関係機関、団体等に協力を要請する。



## 瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物

自然公園法第17条第3項第8号の規定に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境庁長官の指定する植物は次のとおり（昭和56年3月23日、環境庁告示第34号）。

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ

ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンショウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカン アオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマ ブキ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイワガサ）、ウラジ ロイワガサ（ミヤジマシモツケ）、イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバカキノハグサを含む。）、ヒナノカンザ シ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソ ウ）、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチ ヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ（サ ツキツツジ）、レンゲツツジ（キレンゲを含む。）、ヒカゲツ ツジ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシャクナゲを 含む。）、カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む。）、 サイコクミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダ ン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）

サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク（シンジュギク、アサマギク）、ウラギク（ハマシオン）、キバナノジギク、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト（ハマユウ）
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムラサキアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカヅキグサ

ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、マヤラン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克拉ン、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレスギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コボノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	取扱方針
1. 道路（車道）	<p>①基本方針</p> <p>路線の付け替えについては、風致、景観への影響が軽減される場合を除き行わない。</p> <p>通過交通用道路との併用区間を除き、車線の増設は行わない。</p> <p>防災及び安全確保のための工事を進める。</p> <p>②法面等の処理</p> <p>法面は、下記⑤の擁壁を設置することが適当である区間を除き、永続性のある緑化工による緑化することを原則とする（法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の擁壁等を緑化工と併用することは差しつかえない。なお、別記修景緑化指針（P. 63）参照。）</p> <p>古い法面であって、緑化及び下記⑤の擁壁設置が不可能な場合、極力、モルタル吹付を避け、落石防止ネット（色彩は暗緑色 M29-505程度）により対処する。</p> <p>③交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または、表面が白色塗装のものを使用する場合、裏面をこげ茶色（M30-255程度）に塗装する。</p> <p>④落石防止柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色（M30-255程度）に塗装する。</p>

	<p>⑤擁壁</p> <p>原則として自然石を用いる。合理的理由により自然石を使用できない場合、自然石に模した仕上げとする。但し、他所から望見され難い位置のものについては、本項は適用しない。</p>
	<p>⑥通景線の確保</p> <p>展望のすぐれた休憩地点については、通景線の確保に留意する。</p>
	<p>⑦残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p>
	<p>⑧跡地整理</p> <p>車道沿いの工事跡地は、違法な工作物の設置等に利用されやすいので、工事跡地の速やかな整理、修景緑化には特に留意する。（別記修景緑化指針（P. 63）参照。）。</p>
裏六甲登山線	<p>裏六甲から 六甲山上地区に至る主要動線であって、神戸市道路公社が執行する有料道路である。</p> <p>沿道の地形が急峻なため、改良計画に対しては十分慎重に対処する一方、防災に留意する。</p>
表六甲回遊線	<p>通称サンライズドライブウェイ。六甲山上地区の主要利用施設を回遊する路線である。神戸市執行。</p> <p>沿道に利用施設、住宅等が多いことにより歩行者が多いので、歩行者の安全確保に配慮する。</p>
摩耶線	<p>摩耶山と六甲牧場とを結ぶ車道。神戸市執行。</p> <p>歩行者が多いので、歩行者の安全確保に配慮する。</p>

	六甲登山線	神戸市街地から六甲中心部に至る主要動線であって、神戸市道路公社が執行する有料道路である。六甲山トンネルまでの区間については、同トンネルを利用する通過車両が多いので、円滑な通過に配慮する。また、全路線に亘って沿道の地形が急峻なため、改良計画に対しては十分慎重に対処する一方、防災に留意する。
	再度山線	神戸市街地から六甲地域西部の利用拠点である再度公園及び森林植物園に至る通称再度ドライブウェイ。神戸市執行。 沿道の地形が急峻なため、改良計画に対しては十分慎重に対処する一方、交通の安全確保及び防災に留意する。
	船坂線	六甲地域東部を回遊するとともに、北東側から六甲山上方面に連絡する主要地方道大沢西宮線。兵庫県が執行。 沿道の地形が急峻なため、改良計画に対しては十分慎重に対処する一方、防災に留意する。
	六甲縦走線	六甲山を東端から西端まで縦走し、多くの利用施設、展望地等を結ぶとともに道路自体も大阪湾等の展望に恵まれた利用動線である。主要地方道明石・神戸・宝塚線となっている。兵庫県、神戸市、西宮市が執行。 六甲山カンツリーハウスと六甲山牧場との間等、歩行者の多い区間については歩行者の安全確保に配

		<p>慮する。また、公園区域界から山上までの区間については、沿道の地形が急峻なため、改良計画に対し ては十分慎重に対処する一方、防災に留意する。</p>
2. 道路（歩道）		<p>①基本方針</p> <p>毎日登山への利用等、既存の利用形態を大切にし、それぞれの路線の計画目的の範囲内で可能な限り、六甲の自然や歴史に親しみ、これらにつき学習できるよう配慮する。</p> <p>②代替歩道の設置</p> <p>砂防、治山工事により公園事業路線が使用不能となる場合、公園事業施設に相応な代替歩道を設置するよう、当該砂防、治山事業者に対し指導する。</p> <p>③附帯施設の取扱い</p> <p>簡易休憩舎、便所、案内解説板等の施設は、利用性及び管理面を考慮の上、適正に配置する。また、施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和した意匠とする。なお、各歩道の入口には、毎日登山のグループ等、自然探勝愛好者の団体であって、営利を目的としないものが行事等の案内を掲示できる掲示板の設置を検討する。</p> <p>指導標の仕様については、六甲地域全体で統一をはかる。</p> <p>④管理</p> <p>くずかご、吸殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止をP Rし、ごみ持ち帰り運動を推進する。</p> <p>危険箇所、道標等の点検、草刈、清掃等の定期的な実施を指導していく。</p>

六甲金山縦走線	<p>宝塚から摩耶山までを兵庫県が山陽自然歩道として執行している。また、一部区間を、神戸市が歩道付帯施設として園地を执行している。他の区間についても既設。</p> <p>県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。</p>
修法ヶ原周遊線	<p>一部区間を、兵庫県が执行している。他の区間についても既存。</p> <p>県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。</p>
大師道線	神戸市が执行している。
錨山大滝寺線	神戸市が执行している。
トウェンティクロス線	<p>一部区間を、兵庫県が山陽自然歩道として执行している。他の区間についても既存。</p> <p>県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。</p> <p>沿道に砂防工事が多いので、別記「瀬戸内海国立公園六甲山地区内砂防、治山、防災工事等における留意事項」の徹底に留意する。</p>
西六甲線	<p>一部区間を、兵庫県が执行している。</p> <p>県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。</p>

自然歩道整備計画	徳川道線	一部区間を、兵庫県が山陽自然歩道として執行している。他も区間についても既存。県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。
	地獄谷天狗道線	一部区間を、兵庫県が執行している。県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。
	摩耶山登山線	一部通称シェール道。一部区間を、兵庫県及び神戸市が執行している。県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。
	地獄谷線	兵庫県が執行している。
	唐櫃道線	通称シュラインロード（北部）及びアイスロード（南部）。兵庫県及び神戸市が執行している。
	油こぶし線	一部、通称寒天山道。未執行。県等と調整の上、整備内容を検討していく。
	紅葉谷線	神戸市が執行している。
	石切道線	神戸市が執行している。

	住吉道線	一部区間を、兵庫県が執行している。県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。
	ロックガーデン周遊線	一部、通称魚屋道。一部区間を、兵庫県が執行している。県等と調整の上、未執行区間の整備内容につき検討していく。
	東お多福山ごろごろ岳周遊線	既存であるが未執行。県等と調整の上、整備内容を検討していく。
	船坂谷線	既存であるが未執行。県等と調整の上、整備内容を検討していく。
3. 宿舎		<p>各施設の公園計画上の位置付け等を踏まえて、眺望を楽しみ、六甲の自然や歴史に触れ或いはこれらを理解する機会を作る等、国立公園たる六甲地域にふさわしい楽しみ方ができる施設づくり及び管理・経営を指導していく。</p> <p>また、風致・景観の保護の観点から、周囲の自然にとけこんだ施設となるよう、次の点に留意する。</p> <p>①施設の規模</p> <p>風致・景観の保護上支障の無い範囲内で、当該地区で必要な収容力を満たし、かつ、施設内において、利用者が国立公園にふさわしい雰囲気を楽しめる設備、スペースを確保できる規模とする。</p> <p>稜線付近の施設の高さについては、山麓を含む主要展望位置から見たスカイラインから大きく突出することのないよう、特に留意す</p>

	<p>る。施設が既にスカイラインから突出している地区については、風致・景観への影響を改善するための勾配屋根の設置等の場合を除き、地区の最高の施設より高い施設の設置は行わないものとする。</p> <p><b>②屋根の形態</b></p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。屋根勾配は3/10以上を原則とするが、極端な急勾配の屋根は避けるものとする。</p> <p>なお、現在勾配屋根でない建築物については、風致・景観の影響が大きくならない範囲で、改築等に際し、勾配屋根の設置或いは景観上勾配屋根設置に近い効果を持つパラペットの設置を指導する。</p> <p><b>③色彩</b></p> <p>屋根またはパラペットについては、こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。</p> <p>外壁については、茶系色等自然と調和した色調とする。</p> <p><b>④修景緑化</b></p> <p>別記修景緑化指針（P. 63）による。</p> <p><b>⑤残土処理</b></p> <p>土地の造成の計画に際しては極力残土の生じないよう留意する。残土が生じた場合、極力国立公園区域外に搬出する。</p> <p><b>⑥汚水処理</b></p> <p>公共下水道未整備区間にあっては、放流先等、周囲の環境、公園利用等に影響しないよう、処理水放流先及び汚水処理方法に注意する。</p> <p><b>⑦駐車場</b></p> <p>風致・景観及び公園利用への影響を回避すべく、路上駐車等を避ける上で必要最小限の規模のものを、敷地内の風致保護上支障の小さい位置に風致への影響の小さい工法により設置する。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

六甲山	(株) 六甲山ホテルによる六甲山ホテル、六甲摩耶鉄道(株)による凌雲荘、(株) 六甲オリエンタルホテルによる六甲オリエンタルホテルが執行されている。
工作物	工作物が比較的集中している地区であるので、風致の維持のため、建蔽率は 20 %以下とする。
既存施設の増築	既存施設の増築の場合は、既存の高さを越えない規模とする。
既にスカイラインから突出している施設	既にスカイラインから突出している施設があるので、上記①施設の規模中の高さの抑制には特に留意する。
都賀谷	未執行。神戸市立自然の家がある。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
摩耶山	神戸市により国民宿舎神戸摩耶ロッジが執行されている。 施設の増改築にあたっては、既存施設との調和に留意する。
再度山	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
七三峠	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
ループ展望台	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。

奥池	兵庫県が芦屋ユースホステルを執行している。施設の改善に留意する。
4. 野営場	静かな雰囲気の中で六甲山の自然に親しむ施設とともに、安全、衛生に十分留意した整備及び管理を行うよう指導していく。
六甲山	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
修法ヶ原	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
七三峠	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
蓬萊峡	国立公園蓬萊峡観光（株）が執行承認を得ているが、現在休止中。当該地区にふさわしい内容の再整備等、同社に対し適切に指導していく。
奥池	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
四ッ目岩	芦屋市が青少年向け野外活動センターとして執行している。 利用者が一層自然に親しめるよう、施設の充実及び活動の強化を検討する。

	洞川谷 神戸市が野営場を整備している。改築等の機会に 公園事業とする。
5. 園地 各地区の特性を生かし、公園利用者が可能な限り自然に触れられるよう配慮の上、ピクニック、休憩、自然探勝、散策、風景観賞等の場をつくるよう、質を重視した整備、管理を行うよう指導する。 公園計画にありながら未整備のものを除き、事業区域の拡張は、原則として施設の質の向上に資するものに限る。	<p>①基本方針</p> <p>各地区の特性を生かし、公園利用者が可能な限り自然に触れられるよう配慮の上、ピクニック、休憩、自然探勝、散策、風景観賞等の場をつくるよう、質を重視した整備、管理を行うよう指導する。</p> <p>公園計画にありながら未整備のものを除き、事業区域の拡張は、原則として施設の質の向上に資するものに限る。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>休憩舎、展望施設、便所等の便益施設は、利用上の必要性及び管理面を考慮し適正に配置する。</p> <p>利用者が自然を理解するのを助け、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を適切に配置する。</p> <p>車道に接する園地にあっては、路上駐車等を避ける上で必要な規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置に風致への影響の小さい工法により設置する。</p> <p>施設規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和した色彩、意匠とする。</p> <p>③管理方針</p> <p>危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。また、事業者は、隨時、安全点検を行う。</p> <p>ゴミ箱、吸盤入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しない。また、ごみの投げ捨て防止、ごみ持ち帰り運動を推進する。</p>
六甲山頂	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。

六甲山の整備	六甲山山頂地	阪神電気鉄道（株）が六甲カンツリーハウス及び新池園地を、六甲摩耶鉄道（株）が凌雲台を執行している。
		基盤整備はほぼ終了していることから、今後は、老朽施設の改善等を指導していく。
	西谷山	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
	ロックガーデン	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
	油こぶし園	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
	鉢巻展望台	表六甲ドライブウェイ（六甲登山線道路事業）附帶の路傍園地として執行済み。 今後の整備の必要性につき、県等と調整の上、検討していく。
六甲山牧場	六甲山牧場	神戸市が六甲山牧場として執行している。 牧場としての機能・特性を生かしつつ、公園事業にふさわしい自然に親しむ要素を取り込むこととする。
	かわうそ池	未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。

に延々やハーフ	石楠花山	神戸市が頂上に休憩所を整備している。
トヨタさ古の夢	(株) 頂峰開発	今後、休憩展望施設として質の向上に努める。
都賀谷		未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
摩耶山		兵庫県が展望台を、神戸市が広場、休憩所等を整備している。 両者の明確な役割分担を維持の上、展望及びピクニックとして充実を図る。
修法ヶ原		兵庫県が駐車場を整備している。 一帯で執行されている都市公園事業との関係に留意する。
船坂		未執行。 県等と十分調整の上、整備内容を検討していく。
奥池		兵庫県が池の周囲に広場と園路を整備している。 今後の整備に当たっては、国立公園にふさわしい質の確保に留意する。
6. 駐車場	六甲山駐車場	兵庫県が国庫補助により整備している記念碑台のものと六甲摩耶鉄道（株）が執行している凌雲台の有料駐車場とがある。 休日の著しい混雑に鑑み、公園計画及び事業決定の範囲内でかつ風致の維持上 支障のない範囲に限り、駐車場の増設を認める。

6. 駐車場	六甲山	増設及び既設駐車場の改良に際しては、植樹帯の設置等、修景に留意する。
7. 公衆便所	六甲山	兵庫県が執行している。  建替えに際しては、公園利用者が利用しやすく、風致、環境及び周辺施設との関係上適切である位置を選定する。また、その色彩及び意匠については、周辺の建築物との関係を考慮しつつ、風景に調和したものとする。  衛生、利用環境等に配慮して適切に管理する。
8. 乗馬施設	六甲山	未執行。  六甲山牧場の乗馬施設は廃止されている。
9. 博物展示施設	六甲山	兵庫県が六甲山自然保護センターとして執行している。  県等と協力し、六甲地域全体の自然の紹介及び案内を行う施設として展示、活動内容の改善を指導していく。その一環として、周辺の歩道等を利用した自然解説等の催しの実施等を支援していく。
	六甲山牧場	神戸市が六甲山牧場の一部として、六甲山での農牧畜、酪農の歴史、現況等につき、瀬戸内海国立公園とも関連づけて解説する施設として執行している。  国立公園にふさわしい管理・運営の確保に留意する。

10. 植物園	六甲山	阪神電気鉄道（株）が六甲山高山植物園として執行する昭和初めからの歴史ある植物園である。 その歴史を尊重の上、六甲山の環境及び国立公園にふさわしい内容の充実に努める。
11. 運送施設	六甲有馬ロープウェー線索道運送施設	（財）神戸市都市整備公社が執行する、六甲山上と有馬温泉とを連絡するとともに、車窓から展望を楽しむロープウェーである。 駅舎周辺の緑地、広場等の充実に留意する。
	六甲ケーブル線鋼索鉄道運送施設	神戸市街地から六甲山上への動線であると同時に車窓から展望を楽しむ施設である、六甲摩耶鉄道（株）経営のケーブルカーであるが、公園事業としての認可は行われていない。 改修等に際し公園事業として把握する。 公園事業となった場合、駅舎周辺の緑地、広場等の充実に留意する。
	奥摩耶ロープウェー線索道運送施設	下記摩耶ケーブルと併せ、神戸市街地と摩耶山上とを連絡する、（財）神戸市都市整備公社経営のロープウェーであるが、公園事業としての認可は行われていない。 改修等に際し公園事業として把握する。 公園事業となった場合、駅舎周辺の緑地、広場等の充実に留意する。
	摩耶ケーブル線鋼索鉄道運	上記奥摩耶ロープウェーと併せ、神戸市街地と摩耶山上とを連絡する、六甲摩耶鉄道（株）経営のケ

	送施設	印するが、開拓地・余間の駅頭・オブ ーブルカーであるが、公園事業としての認可は行わ れていません。  公園事業となった場合、駅舎周辺の緑地、広場等 の充実に留意する。
	六甲山リフト 線索道運送施 設	阪神電気鉄道（株）執行の六甲山カンツリーハウ スと六甲摩耶鉄道（株）執行の十国台展望台とを連 絡する、阪神電気鉄道（株）執行の甲種特殊索道で ある。
	芦屋有馬線一 般自動車道	芦有開発（株）が執行する有料道路、芦屋自動車 道である。  風致の保護上支障の無い場合、沿道の好展望地に 附帯展望休憩地を整備する。その他については、道 路（車道）事業に準じた取扱いをする。

## 第4. 地域の開発・整備に関する事項

### (1) 各地区的利用形態及び整備方針

土地、自然資源の利用実態等から、六甲地域は、次のようなまとめがある。六甲地域の公園利用、施設整備、土地利用等の誘導は、公園計画、事業決定、その時々の社会的要請等に加え、かかる土地、自然資源の利用実態を踏まえ、漸進的に行っていくこととする。

#### ア. 六甲山上地区

六甲山上地区は、六甲山系の中央部にあり、六甲地域の他地区と異なり、記念碑台付近を除き大部分が私有地となっていることもあって、宿舎、レストラン、展望台、駐車場、園地等の利用施設、表六甲及び裏六甲ドライブウェイ、六甲有馬ロープウェー、六甲ケーブル等の、山麓の市街地、山系北側の中国自動車道、観光地等からの到達路、別荘等が古くから整備、建設されている。また、登山歩道も多数集まっているため、ハイキングによる到達性にも大変恵まれている。

その結果、六甲山系、山麓の市街地、瀬戸内海等の展望地、野外レクリエーション地、ドライブの休憩地等として、利用者が非常に多く、混雑、施設の集中等、過剰利用の傾向も見られる。

従って、この地域においては、快適な利用及び国立公園にふさわしい利用の質の確保のための施設の質及びその管理・経営の改善、公共輸送機関の利用の促進、車道における歩行者の保護、案内標識の整備等に留意する必要がある。なお、国立公園にふさわしい利用の質の確保に関し、この地区の中心の記念碑台にある自然保護センターは重要な役割をになっており、六甲の自然の案内、歩道への利用者の誘導等のための同センターの活動の強化が重要である。

#### イ. 西六甲地区

西六甲地区は、到達性として再度ドライブウェイ、奥摩耶ドライブウェイ、西六甲ドライブウェイ、摩耶ケーブル、奥摩耶ロープウェー等を利用する地域で、摩耶園地、再度公園、中央森林公園等の野外レクリエーション施設が整備されている。この地域は、森林が

大きな面積を占め、自然公園としての環境は比較的良好に維持されているが、週末等には、一部に、公園利用車による道路の渋滞が見られる。なお、この地域の居住は限られている。

この地域は、大部分が第1種特別地域及び特別保護地区として良好な環境が維持されているので、各種施設の整備に際しては、この環境の維持に十分に留意する必要がある。また、公園利用の環境の維持のため、バス、ケーブルカー、ロープウェー等の公共交通機関の利用の促進等により、道路の混雑の改善に留意する必要がある。

なお、今後とも、再度公園、森林植物園等、都市公園施設についても、国立公園にふさわしい利用環境、施設・管理内容の維持が図られるよう、十分な調整を行うこととする。

ウ、東六甲地区

東六甲地区は、到達路として芦有自動車道、裏六甲ドライブウェイ等のほか、ハイキング歩道が便利な地域であるが、園地等の野外レクリエーション施設は少なく、他方、奥池分譲地等の開発が行われている。

従って、この地域においては、野外レクリエーション施設の整備、芦有自動車道等の公園道路からの景観の維持とかかる道路への附帯展望園地等の整備、既存分譲地における良好な景観の維持、新規開発の抑制等に十分留意する必要がある。

## （2）一般公共事業との調整

地域の生活、産業基盤となる道路、砂防、治山等の事業と、国立公園の管理との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局と瀬戸内海国立公園管理事務所との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

また、各市による公共事業についても、各市と国立公園管理官との間で同様の事前調整を実施する。

### （事前調整手順）計画を計画の実施に必要な手順です。これは各自の手順を用意するため

ア. 事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするもの。

イ. 当該公共事業にかかる実施計画の概要を 1 月末日までに国立公園管理事務所に提出する。

ウ. 管理事務所は必要なものについて、毎年 2 月末日までに事業者から実施計画の内容を聴取し、許認可等の公園行政との調整を図る。

エ. 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定もしくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、管理事務所において 3 月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

### （3）砂防、治山工事等における留意事項

六甲地域においては、国、県及び市による砂防、治山及び防災工事が毎年多数実施されている。かかる工事の実施場所は、通常、国立公園の風致、景観の維持上重要な渓谷、森林等であって、公園利用者も頻繁に通行する場所であることが多いので、風致、景観の維持及び公園利用者の安全で快適な利用の確保のため、別記「瀬戸内海国立公園六甲山地区内砂防、治山、防災工事等における留意事項」の定着のため、事業者の会合の機会を積極的に利用する等により、関係機関、土木業者等に対する周知に努める。

（4）六甲山の自然環境の保護と公園の機能の維持向上

## 瀬戸内海国立公園六甲山地区内砂防、治山、防災工事等における留意事項

- ：施工者（工事発注者）側において関係機関等と調整を要するもの
- ：請負業者への指導事項

留 意 事 項	備 考
<p>1. 樹木の保存について</p> <p>(1) ■工事に伴う索道設置や作業にあたっては、植物への損傷は極力避けるものとしますが、特にブナ、イヌブナ、カジカエデ及びサワグルミについては格別の配慮をし、損傷しないようになります。</p> <p>(2) ■索道設置等、作業工程上において、生立木に番線、ワイヤー等を巻き付けることは、損止のため極力避けること。やむを得ず巻き付ける場合は、巻き付け部分にあて木などの緩衝材を必ず用いること。また、工事終了後、巻き付け材は必ず取り外し、撤収すること。</p>	<p>ブナ、イヌブナは、日本の冷温帯の代表的な自然林樹種で、六甲山では一部にのみ残された稀なもので、厳正な保全が望まれている。カジカエデ、サワグルミは從来、六甲山にはなかったものとされている。が、近年、ごく一部地区で発見された、やはり稀少なものである。（資料1及び2参照）</p> <p>詳細は「六甲山のブナとイヌブナ林」（神戸市立教育研究所発行定価800円）参照。</p> <p>当本の販売所：神戸市三宮（さんちかタウン）インフォメーションセンター（078-332-1568）または神戸市立教育研究所（078-331-2151）</p> <p>樹木に番線を巻き付けておくと、その樹木は大小にかかわらず必ず枯損してしまう。これが年々、累積すると膨大な枯損量を招くことになる。</p>
<p>公園利用者の保護について</p> <p>(1) ■工事用索道が歩道及び車道の上空を通過する場合は、その箇所において、通行利用者の安全確保のための防護工事を施すこと。</p> <p>(2) ■歩道及び車道並びに人が立に入る所の山側上方で工事を行う場合は、利用者の安全保護のため、編柵を設けるなどの措置を行うこと。講じて、土石や工事用資材等を崩落、落下しないようにすること。</p> <p>(3) ●工事により既設歩道が潰れる場合は、代替歩道を整備すること。これに伴う指導等の代替附帯施設については、自然公園にふさわしい意匠、配色（例：こげ茶地、白文字）、材料（木製等）とし、耐久性をもたせたるものとすること。（資料3参照）</p> <p>なお、潰れる歩道が公園計画路線の場合は、自然公園法の規</p>	<p>六甲山地区には、登山、ハイキング道や登山車道が数多くあり、年間利用者数から換算すると1日平均、2万人前後が六甲山に入山していることになり、利用者の安全対策には格別な配慮が必要となる。</p> <p>六甲山地区にある歩道は、主に登山、ハイキングに利用されていてものであるが、国立公園として安全かつ快適な利用をはかる上で歩道の適切な管理運営が必要となる。国立公園内における公園利用者は、配置、デザイン等が配慮され、統一性を持たせて整備がはかられており、砂防工事等に伴う施設の改変においても、以上のことを踏まえ十分な配慮が望まれる。</p>

留 意 事 項	備 考
定に基づき、該当する公園事業執行者において、あらかじめ変更申めた、該歩道が公園計画路線以外のものにあっては、あらかじめ工事とされる。	・該歩道を構成する歩道部分が既設歩道と同一のものである場合は、当該歩道分岐点等において通行止めとする旨を明記する。・該歩道が既設歩道と接続する場合は、別途、自然公園法の規定により既設歩道が慣れる場合、その代替歩道を別ルートで工事許可申請する。
(4) ●工事に伴い、必要がある場合は、本体工事終了後は、その指示に従い原状に復元する。	（4）●工事に、事由がある場合は、別途、自然公園法の規定により既設歩道が慣れる場合、その代替歩道を構成する旨を明記する。
3. 公園利用施設等の保全について	<p>(1) ■工事に伴い、必要がある場合は、車道、歩道、遊歩道、ベンチ、一部休憩施設、使用などによる公園利用施設は、事前に当該施設管理者の領内移動、使用などとし、工事終了後は、その指示に従い原状に復元する。</p> <p>(2) ■工事に伴い公園利用施設を損傷または損失した場合は、直ちに当該施設管理者に報告の上、その指示に従い原状に復元する。</p>
4. 環境保全について	<p>(1) ■工事に伴う生コン、その他廃棄物の投棄は行わないこととし、これらは公園区域外に搬出する上、適切に処理すること。</p> <p>(2) ■工事に伴い、自己から発生するゴミ類は必ず持ち帰り、適切に処理すること。</p> <p>(3) ■工事に伴い、仮設便所を用いる場合は、便槽回収式または汲み取り式のものとし、し尿を現地に放流することなく、適切に回収処理すること。</p>

留 意 事 項	備 考
(4) ■工事関係者は、植物の採取、動物の捕獲等、国立公園の風致及び景観の保護上、好ましくない行為を行いうることには必要に応じ、その旨の工事開係者に指導するものとする。	六甲山では貴重な種が少なくて乱取、乱獲され、激減、打撃を受けた種が少なくない。国立公園の風致、景観構成上、重要要素をなす動・植物の保全をはかる心得を、山中にあります。
(5) ■工事に伴つて発生する廃材、残材は、工事終了後、必ず撤収し、公園区域外に搬出の上、適切に処理すること。	
(6) □工事終了後、仮設物等の撤収跡地は原状回復するものとし、特に裸地が生じた場合は強芝、種子吹付等による緑化すること。なお、植栽する場合は、当該地域に生育する植物と同種の植物によるものとする。	
5. 仮設物の取扱いについて	<p>(1) ■工事用仮設物の設置にあたっては、公園利用者保護及び自然環境保全のため、必要に応じて、編柵等の措置を講じて土石を崩落、落下しないようする作業用道路（当該工事期間中のみにおいて一時的に設けるもの）は、工事終了後、直ちに原状回復措置を施すものとする。なお、原状回復されたものにより立入り止め措置を施す樹木植栽、柵、ロープ、工事本体許可申請等において明記するものとする。</p> <p>また、当該作業用道路においては、工事期間中、一般公園利用者が迷い込むことのないような措置も講ずるものとする。</p> <p>(2) ●■工事に伴う仮設物（索道土台を含む）は、工事終了後、直ちに撤収し、原状回復等を行うものとする。      (3) ●■工事に伴う仮設物（索道土台を含む）は、工事終了後、直ちに撤収し、原状回復等を行うものとする。      (4) ●■工事に伴う仮設物（索道土台を含む）は、工事終了後、直ちに撤収し、原状回復等を行うものとする。      (5) ●■工事に伴う仮設物（索道土台を含む）は、工事終了後、直ちに撤収し、原状回復等を行うものとする。</p> <p>(6) ●■工事に必要な恒久的な資材運搬路及び工事用宿舎（飯場）については、自然公園法の規定に基づき、本体工事とは別個に、あらかじめ許可または同意（国機関）を得ることが必要。</p>

指標標・誘導標例

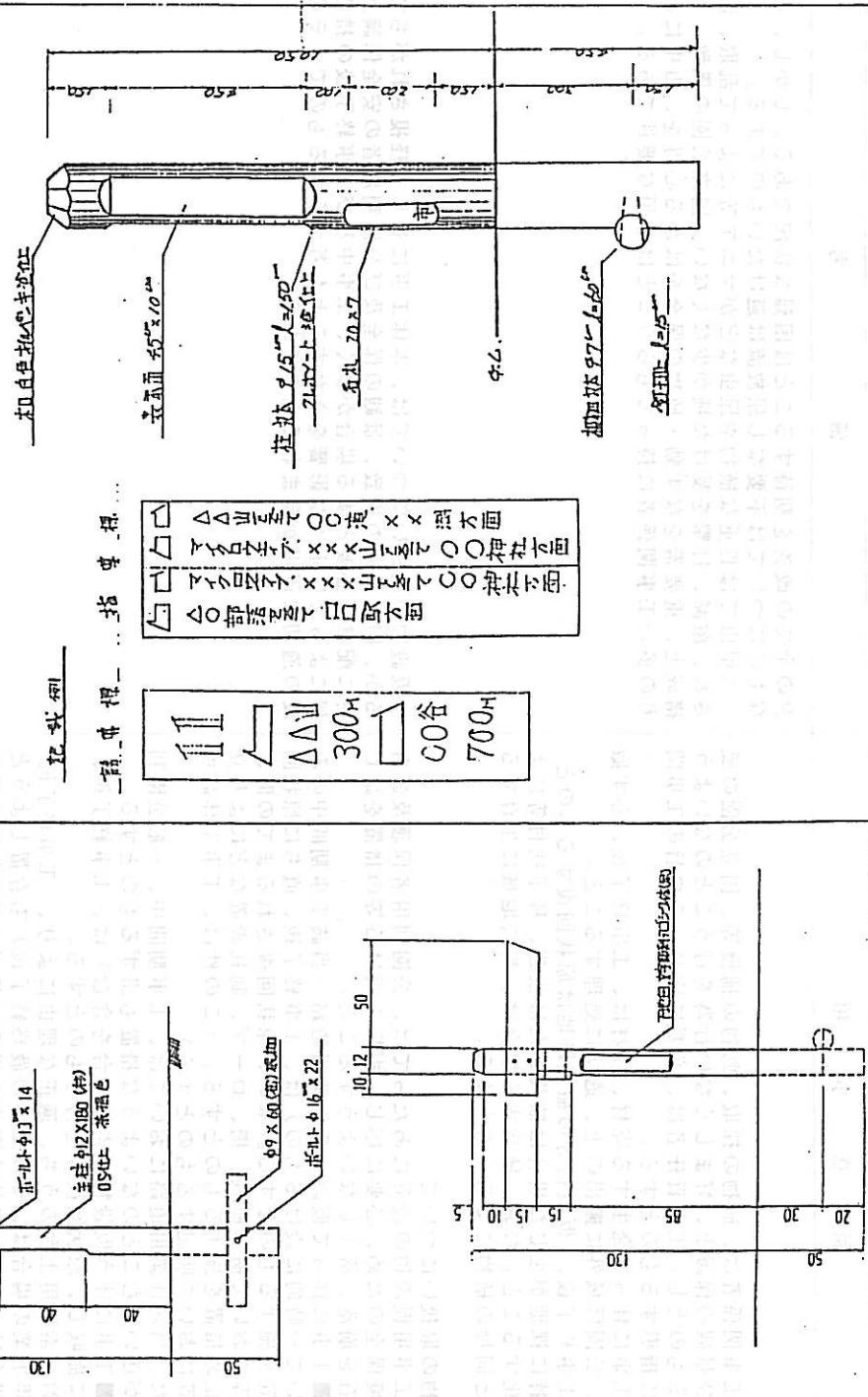
ハネ白色シート

ホジ板から72X15X4  
DS仕上 桜色  
文字 銀色シルバーホワイト

DS仕上 桜色

ホジ板から72X150(約)

DS仕上 桜色



## 第5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理  
六甲地域に關係する国有財産は下記の通りであり、それぞれの目的に従い、適切に管理する。

ア. 土地  
　一基で六甲六甲山頂部の森林地帯を有する山林地帯である。面積は約238.00m<sup>2</sup>。

イ. 建物  
　木造平屋建て、延べ面積86m<sup>2</sup>なる。類似の建物のうち、最も近いものと比較して、本館はより広く、より堅牢である。

(2) その他の土地または事業施設の管理  
六甲地域においては、公有地が43%を占め、重要な役割を果たしていることに鑑み、公有地に係るレクリエーション計画策定等に際しては、極力事前調整を図るべく、各地方公共団体に対し協力を要請していく。

(3) 公園事業等公共施設の管理  
公園利用施設が、老朽化や破損によって、設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう、関係機関が定期的に施設の点検を実施し、必要な方策を講じるものとする。

## 第6章 利用者の指導に関する事項

### (1) 自然解説に関する事項

六甲地域は、阪神大都市圏に接し、自然に対する関心を持つ利用者も多いため、自然解説活動は、行政機関、民間団体に加え、民間の会社によっても活発に行われている。例えば、神戸市立中央森林公園においては、昭和59年度開設の森林展示館を中心とした自然解説業務を活発に行っている。また、六甲山高山植物園、六甲カンツリーハウス等を経営している阪神電気鉄道（株）、沿線のハイキング利用促進を図っている阪急電鉄（株）等も会員を集め、自然観察会等を行っている。

以上に鑑み、六甲地区における自然解説活動は、参加者、公園利用者が、六甲の自然とその重要性を理解できるよう留意の上、各地区の特性を生かしながら行われるよう、既存の各種機関、団体による活動を支援していくとともに、六甲自然保護センターの解説、案内、歩道利用等の活動を促進し、同センターが六甲地域内の自然解説の拠点となり得るよう、関係方面に働きかけていく。また、行政機関、団体等により作成されている各種冊子の活用を図る。

### (2) 利用者の誘導・規制

#### ア. 自然に親しむタイプの公園利用の促進

自然解説、「ひょうご森林浴場50選」、「神戸森林浴16コース」（いずれも、瀬戸内海国立公園六甲地域内は、「有馬と紅葉谷」、「布引と再度山」、「摩耶山」）の案内等、歩道を中心とする自然に親しむタイプの公園利用の促進には積極的に協力していく。

#### イ. マイカー利用との調整

時期により、レクリエーション施設周辺の道路が混雑または渋滞し、公園利用の快適性を損なっている。かかる状況の改善のため、風致を損なわない範囲内の各施設内の駐車場の確保、バス、ケーブルカー、ロープウェー等の公共交通機関利用の促進等に留意する。また、六甲山上等、歩行者の多い車道にあっては、歩道の併設に留意する。

#### ウ. 危険な場所への一般利用者の立入りの防止

六甲山系の谷、特に以下の場所は、一般公園利用者の立入りは危険であるので、入口付近への制札の設置等を土地所有者である神戸市に要請していく。なお、天候、季節等により危険な場所も多いので、施設の整備、管理、パンフレット作成等に際しては留意する。

##### （ア）ロックガーデン付近の地獄谷の歩道

ロッククライマーの踏み分け道であり、一般公園利用者の立入りは危険である。

##### （イ）大月地獄谷

沢歩き、滝のクライミング等のフィールド、練習場所であり、一般利用者の立入りは危険である。

##### （ウ）西山谷

沢歩き、滝のクライミング等のフィールド、練習場所であり、一般利用者の立入りは危険である。

##### （エ）西滝ヶ谷から水晶谷

熟達者向きの沢歩きのコースであり、一般公園利用者の立入りは危険である。

##### （オ）裏六甲地獄谷コース

熟達者向きの沢歩きのコースであり、一般公園利用者の立入りは危険である。

##### （カ）有馬四十八滝巡り

沢歩き、滝のクライミング等のフィールドであり、一般利用者の立入りは危険である。

## 第7. 地域の美化・修景に関する事項

自古より人間の手による開拓が進み、現在は多くの谷や山地が整備され、また、多くの河川や湖沼も整備されています。しかし、一方で、自然環境の破壊や汚染による生態系の変化が問題となっています。

### (1) 美化清掃

神戸市域においては、兵庫県美化推進協議会六甲山西部支部を兼ねる六甲山美化協力会が、西宮、芦屋、宝塚の3市においては、同協議会六甲山東部支部を兼ねる六甲山を美しくする会が、清掃活動補助事業を実施するとともに、ごみコンテナボックスへの分別収集、クリーンハイキング等のを呼びかけ、また、各種啓蒙活動を展開している。また、右2団体と協調して、登山・ハイキング愛好者、各種市民グループによるボランティア活動も盛んに行われている。

かかる状況に鑑み、今後とも、上記2清掃団体を中心とした活動を推進することとする。なお、車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請することとし、ごみコンテナボックス等の設置位置もこの趣旨に整合するよう配慮する。

啓蒙活動においては、ごみ持ち帰りに重点を置くものとし、くずかごは、十分な管理、回収が可能で、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

### (2) 修景緑化指針

別記瀬戸内海国立公園六甲地域修景緑化指針により、六甲地域の植生景観の維持造成を推進する。

## 瀬戸内海国立公園六甲地域修景緑化指針

### 第1章 緑化の実施方針

六甲地域は、原植生がそのまま保存されている場所は必ずしも多くはなく、火山事、伐採等により原植生の破壊された土地に砂防植栽等を行い、次第に植生を回復させてきた場所が多い。これに鑑み、国立公園にふさわしく、原植生に近い植生の造成に資するよう、市場での入手可能性を考慮しつつ、以下に留意の上、行為許可、公園事業の執行の指導等を行う。

#### ア. 支障木の移植

工作物の新築、土地の造成等、各種工事の位置、範囲等の検討に際しては、可能な限り既存樹木を保存するよう留意する。やむを得ず支障木が生ずる場合、極力伐採を避け、移植するようにする。

#### イ. 裸地の緑化

各種工事に伴い、やむを得ず生じた裸地は、土地利用、防災等に支障のない限り、樹木等により緑化する。

#### ウ. 緑化に使用する草本、低木

急な法面等、樹木による緑化の困難な場所に使用する草本及び低木の種については、ノシバ、ススキ、マルバハギ、タニウツギ、ヤブウツギ等、六甲地域の自然植生の構成種または火入れ、定期的刈り払い等の伝統的土地利用による代償植生の構成種を多く利用する。

#### エ. 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景緑化等においては、別記の六甲地域の自然植生構成種を主体にする。

## 《瀬戸内海国立公園六甲地域の自然植生》

### 1. ブナースズタケ群落

生育地の斜面 北面に多い。

生育地の高度 南斜面 750～850m

北斜面 650～750m

生育地の暖かさの指数 8.0～9.4℃

構成種 高木 ブナ、イヌブナ、コハウチハカエデ、アカシデ、シタヤカエデ、

ミズナラ、アワブキ

亜高木 アセビ、オオカメノキ、シキミ、ベニドウダン、シラキ、スズタ

ケ

低木 タムシバ、ウンゼンツツジ、コアジサイ

### 2. ウラジロガシ群落

生育地の斜面 北東面に多い。

生育地の高度 南斜面 350～750m

北斜面 250～650m

生育地の暖かさの指数 9.0℃

構成種 高木 ウラジロガシ、アラカシ、ツクバネガシ、シラカシ、アカガシ、

モミ、ツガ、タカノツメ、シロダモ、イロハモミジ

亜高木 ヤブニッケイ、ヤブツバキ、アセビ、クロモジ、シキミ、エゴノ

キ、ヤマボウシ

低木 ヒイラギ、ヒサカキ、イヌツゲ、アオキ

### 3. シイーカナメモチ群落

生育地の斜面 南及び北東面に多い。

生育地の高度 南斜面 100～350m

北斜面 ～250m

生育地の暖かさの指数  $115^{\circ}\text{C}$

構成種 高木 シイ、ナナメノキ、リンボク、クロガネモチ、ヤマモモ、アカガシ、ツクベネガシ、モチノキ、カゴノキ、アラカシ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ

亜高木 ソヨゴ、タラヨウ、シャシャンボ、カクレミノ、クロバイ、イスノキ、カナメモチ

低木 イヌビワ、イヌセンリョウ

#### 4. アラカシヒメユズリハ群落

生育地の斜面 南面または北東面に多い。

生育地の高度 南斜面  $20 \sim 100\text{m}$

北斜面  $10 \sim 100\text{m}$

生育地の暖かさの指数  $120 \sim 125^{\circ}\text{C}$

構成種 高木 ヒメユズリハ、アラカシ、ナナメノキ、カクレミノ、クスノキ、モチノキ

亜高木 ネズミモチ、ヒサカキ、ヤブニッケイ、イヌビワ、カクレミノ、

シャシャンボ、カナメモチ

低木 アオキ

#### 5. ウバメガシ群落

生育地 沿岸沿い

生育地の暖かさの指数  $115^{\circ}\text{C}$

#### 6. ハンノキ群落

生育地 河川沿い

生育地の暖かさの指数  $115^{\circ}\text{C}$

#### 7. アカマツーハナゴケ群落

生育地 山頂の岩上

生育地の暖かさの指数  $115^{\circ}\text{C}$

## 第8. 各種団体の指導、育成に関する事項

本章では、各種団体の指導、育成に関する事項について、瀬戸内海国立公園等連絡会議、清掃団体等の運営方針や、六甲地域の美化・清掃活動の実施状況などを紹介する。

### (1) 瀬戸内海国立公園等連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては、国立公園管理事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、別記設置要領（P. 169）により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県及び瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

同様の方針のもと、瀬戸内海国立公園の一部地域においては、瀬戸内海国立公園管理事務所、関係県及び関係市町村による地域連絡会議が設置され、地域レベルでの行政機関間の意志疎通に効果を上げている。六甲地域においては兵庫県、和歌山県、徳島県連絡会議が開催されている。

### (2) 清掃団体

六甲地域の美化・清掃の推進のため、県と協力し、以下の清掃団体を適切に指導・支援していく。

#### ア. 兵庫県自然公園美化推進協議会

##### (ア) 設置目的

自然公園法第16条の2（清潔の保持）趣旨を実現するため、国、県、市、町等と協力し、兵庫県内の自然公園の自然環境を清潔に保持する。

##### (イ) 事業

- ①公園利用者のもたらすごみ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動
- ②美化思想の普及啓蒙
- ③国、県及び市・町の自然公園に関する施策への協力

##### (ウ) 事務局

兵庫県保健環境部環境局環境管理課

(エ) 総会開催時期

毎年1回春

(オ) 国立公園管理事務所の関与

瀬戸内海国立公園管理事務所長が顧問を努める。

（イ）六甲山美化協力会

（ア）設置目的  
国立公園としての六甲山の環境美化に関する事業を行う。

（イ）事業

神戸市における瀬戸内海国立公園六甲山地区利用者の廃棄するごみその他の収集、

運搬、処分等の美化清掃活動及びキャンペーン等、美化思想啓蒙のための事業

（ウ）事務局

神戸市環境局業務部計画課

(エ) 総会開催時期

毎年1回春

(オ) 国立公園管理事務所の関与

瀬戸内海国立公園管理事務所長が顧問を努める。

（イ）六甲山を美しくする会

（ア）設置目的  
自然公園法第16条の2（清潔の保持）の趣旨を実現するため、国、県、市等と協力し、瀬戸内海国立公園六甲山東部地区の自然環境を清潔に保持する。

（イ）事業

瀬戸内海国立公園六甲山地区利用者の廃棄するごみその他の収集、運搬、処理等の美化清掃活動及び美化思想の普及啓発

（ウ）事務局

西宮市、芦屋市、宝塚市の順に輪番

(エ) 総会開催時期

毎年1回春

#### (オ) 国立公園管理事務所の関与

瀬戸内海国立公園管理事務所長が顧問を努める。

開拓開発課(ヨウ)

春園工事部

セ開拓開発課(セヨウ)

セ開拓開発課(セヨウ)

#### (3) 瀬戸内海国立公園六甲山地区内砂防、治山、防災工事等留意事項に関する連絡会議

昭和 61 年 2 月、別記瀬戸内海国立公園六甲山地区内砂防、治山、防災工事等留意事項の周知策の一環として関係事業者等により開催した。今後とも、必要に応じ開催していく。

セ開拓開発課(セヨウ)

春園工事部

#### (4) 瀬戸内海国立公園六甲地区公園事業施設等連絡会議

昭和 60 年 10 月、国立公園にふさわしい施設の管理、運営について事業者の認識を深めるため、公園事業者等により開催した。今後とも必要に応じ開催し、国立公園にふさわしい施設の管理、運営の促進に役立てる。

開拓開発課(ヨウ)

春園工事部

#### (5) 国立公園六甲地区整備促進協議会

六甲山国立公園指定促進同盟として発足し、現在、兵庫県環境管理課及び関係市等により構成される六甲地域の施設整備促進のための協力、運動団体である。

従来、六甲地域の自然公園施設利用のための地図の出版等を行っている。かかる活動は、国立公園の適正な利用の促進に役立つものであるので、必要な協力をしていく。

セ開拓開発課(セヨウ)

春園工事部

セ開拓開発課(セヨウ)

セ開拓開発課(セヨウ)

春園工事部

セ開拓開発課(セヨウ)

春園工事部

## 瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領

瀬戸内海国立公園管理事務所

### 1. 目的

瀬戸内海国立公園及び 足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

### 2. 構成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

### 3. 会議

(1) 会議は、管理事務所長が招集し、毎年1回を開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。

ア. 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項

イ. 国立公園計画及び事業決定等に関する事項

ウ. 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項

エ. 風致景観の管理に関する事項

オ. 公共事業等の取扱いに関する事項

カ. 美化清掃活動の推進に関する事項

キ. 自然学習等野外活動の推進に関する事項

ク. その他この会議の目的を達成するに必要な事項

### 4. 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

### 5. 経費

会議の参加旅費は、各構成員が分担する。

## 第9. その他

○許認可申請書進達ルート

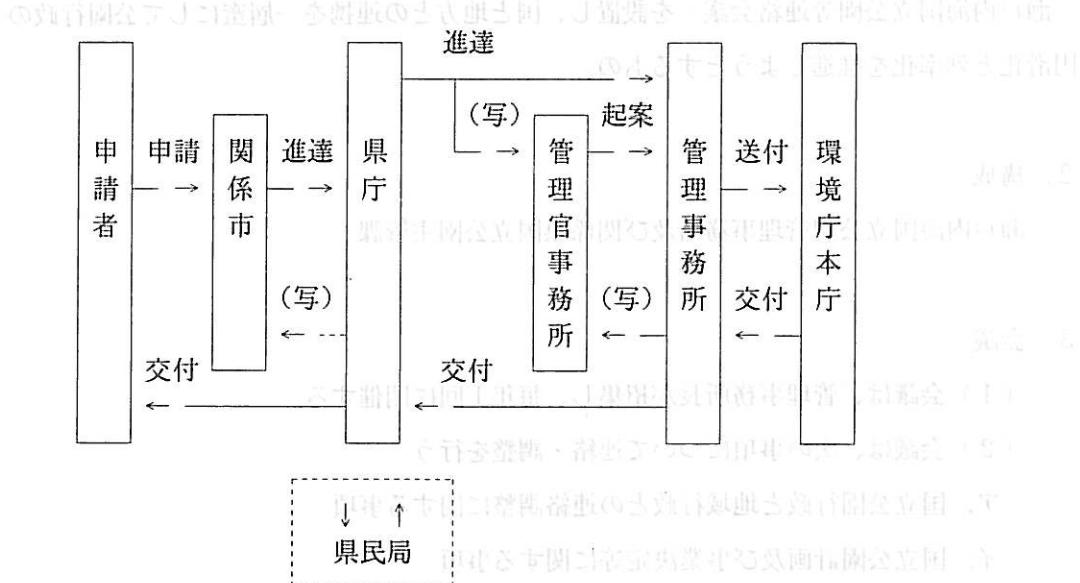
門道里有個公田鋪內口貼

#### 1. 長官権限（所長専決は管理事務所まで）

\*本庁決裁5部・所長専決4部提出

(墨出先墨民局に意見照会が必要)

(県出先県民局に意見照会が必要な場合は1部追加)



## 2. 知事権限

\* 2部提出

(県出先県民局に意見照会が必要な場合は1部追加)

